

第 5 7 回宮城県産業振興審議会

日 時 令和 7 年 8 月 1 9 日（火）
午後 2 時から 3 時 4 5 分まで
場 所 宮城県庁行政庁舎 4 階 特別会議室

1 開会

■富県宮城推進室 押野副参事

それでは定刻となりましたので、ただいまから第57回宮城県産業振興審議会を開会いたします。

本日御出席の委員については出席者一覧のとおりとなっておりますので御紹介を省略させていただきます。また、本日は委員委嘱後初の審議会となりますが、委嘱状の交付につきましては机上に配布させていただいておりますので省略させていただきます。なお、今回3名の方に新たに委員に御就任頂いておりますので事務局より御紹介いたします。

農事組合法人仙台イーストカントリー理事 佐々木こづ恵委員です。

■佐々木委員

よろしくお願いします

■富県宮城推進室 押野副参事

仙台高等専門学校校長 橋爪秀利委員です。

■橋爪委員

よろしくお願いします。

■富県宮城推進室 押野副参事

株式会社 Pallet 代表取締役 羽山暁子委員です。

なお、羽山委員におかれましては、本日御欠席されております。

2 あいさつ

■富県宮城推進室 押野副参事

開会に当たりまして、宮城県経済商工観光部長の中谷より御挨拶を申し上げます。

■経済商工観光部 中谷部長

本日はお忙しい中、宮城県産業振興審議会に御出席を頂きまして誠にありがとうございます。また、第13期となります本審議会の委員をお引き受けいただきましたことに対しましても心よりお礼を申し上げます。

さて、今期から新たに3名の方に、審議会の委員に御就任を頂きました。そのほかの方につきましては、継続して委員に御就任を頂いております。

任期は令和9年7月28日までの2年間となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会は、知事の諮問に応じ産業の振興に関する重要事項について、皆様方から、忌憚のない御意見を賜り、御審議を頂く場として、条例に基づいて設置をされております。

本日は、「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画の中間見直しに係る中間案」、「水産業の振興に関する基本的な計画の中間見直しに係る中間案」につきまして、御審議を頂くこととしております。

県内産業を取り巻く情勢は、米国の関税措置に伴う対応、また、物価高によるコスト増、近年の異常気象や海水温の上昇によりまして、農産物あるいは水産物への影響が見込まれるなど、依然として不透明感があり、厳しい状況だと認識をしております。

このような状況にどう対応するか、委員の皆様には、御知見に基づきまして、忌憚のな

い御意見を賜れば、大変ありがたいと思います。私からの挨拶は以上させていただきます。本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

■富県宮城推進室 押野副参事

議事に入ります前に、定足数について御報告いたします。

本審議会の定足数は半数以上となっておりますが、本日は、委員 20 名に対し、現在 14 名の委員の出席を頂いております。産業振興審議会条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、本日の会議は有効に成立していることを御報告いたします。

なお、木島委員及び齋藤由布子委員においては、遅れての出席になることを報告頂いております。

また、佐藤太一委員、角田委員、羽山委員、水野委員の 4 名の委員から、所用のため欠席との報告を頂いております。

次に、会議の公開についてでございますが、本審議会では、平成 12 年度の第 1 回の会議において、「公開する」と決定しておりますので、今回も公開として進めさせていただきます。

3 議事

■富県宮城推進室 押野副参事

それでは議事に移ります。会長が選出されるまでの間、中谷部長に仮の議長をお願いして議事を進めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

■経済商工観光部 中谷部長

それでは会長が選出されるまでの間、仮の議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。まず、議事 1 でございます。

会長及び副会長の選出についてでございますが、会長と副会長は、委員の互選で定めることになっております。どなたか御推薦がございましたら、御発言をお願いいたします。

(発言なし)

特にないようでございます。よろしいでしょうか。それでは、事務局の案があれば御提案をお願いしたいと思います。

■富県宮城推進室 齋藤室長

事務局富県宮城推進室の齋藤でございます。事務局からは会長に滝澤委員、副会長に橋爪委員を御推薦申し上げます。

■経済商工観光部 中谷部長

ありがとうございます。ただいま事務局から、会長に滝澤委員、副会長に橋爪委員の推薦がございました。皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは異議なしの声を頂きましたので、会長を滝澤委員、副会長を橋爪委員にそれぞれお願いをさせていただければと思います。

ここで私の仮の議長の役目を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

■富県宮城推進室 押野副参事

それでは滝澤会長、橋爪副会長は、中央の席に御移動をお願いいたします。

滝澤会長と橋爪副会長から一言御挨拶を頂戴したいと存じます。滝澤会長よろしく願いいたします。

■滝澤会長

滝澤でございます。前期までは、副会長ということで内田前会長のもとで、参加させていただいておりました。

御承知のように社会も苦しく、大変化の時代ですので、様々な基本計画の適宜見直しが必要だと認識しております。

是非、委員の皆様方から、建設的な御意見を頂戴して、この審議会が、円滑に進行できるように議事進行に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

■富県宮城推進室 押野副参事

それでは次に、橋爪副会長よろしくお願いいたします。

■橋爪副会長

橋爪でございます。先ほど新任の挨拶をしたばかりでございますが、会長の滝澤先生もおられますので、大船に乗ったつもりで、勉強しながら、宮城県の事業に少しでも、寄与できればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

■富県宮城推進室 押野副参事

ここからの議事進行は滝澤会長にお願いしたいと存じます。滝澤会長、よろしくお願いいたします。

■滝澤会長

それでは、議事（２）「所属部会の決定及び部会長の選出について」事務局から説明をお願いします。

■富県宮城推進室 齋藤室長

部会につきましては、農業、水産林業、商工業の各分野に関する審議を行う場として、産業振興審議会条例第６条第１項の規定により「農業部会」「水産林業部会」「商工業部会」の３つの部会が設置されております。

各部会に所属する委員につきましては、同条例第６条第２項の規定により、会長が指名することとされております。

つきましては、所属する部会の委員を滝澤会長から指名していただきますようお願いいたします。

■滝澤会長

それでは、所属部会の委員を指名させていただきます。ただいまから名簿を配布いたします。

（名簿の配布）

記載のとおり指名させていただきますので、皆様よろしくお願いいたします。

次に、部会長の選出ですが、所属部会委員の互選により決定することとされております。どなたか御意見がございましたらお願いします。

（意見なし）

委員の皆様から特に御意見がなければ、事務局から案を示していただけますでしょうか。

■富県宮城推進室 齋藤室長

事務局案といたしましては、農業部会長に角田毅委員、水産林業部会長に木島明博委員、商工業部会長に青木孝文委員にそれぞれお願いしたいと考えております。

なお、角田委員及び木島委員につきましては、部会長への推薦及び承認された場合の部

会長就任について、ただいま御不在でございますが、事前に御内諾を頂いておりますことを申し添えます。よろしくお願いいたします。

■滝澤会長

ただいま、事務局からそれぞれ部会長の推薦がありましたが、よろしいでしょうか。
(意見なし)

それでは、農業部会長を角田委員、水産林業部会長を木島委員、商工業部会長を青木委員にお願いいたします。

■富県宮城推進室 押野副参事

中谷部長は公務がございますので、ここで退席させていただきます。

(中谷部長退席)

続きまして、議事(3)「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」の中間見直しに係る中間案についてに移ります。なお、担当部である農政部の出席者は、お手元の出席者一覧の2ページ以降に記載のとおりですので、紹介を省略させていただきます。

■滝澤会長

それでは、議事(3)「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」の中間見直しに係る中間案について、事務局から説明をお願いします。

■農業政策室 内海室長

農業政策室の内海と申します。私から、議事の「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」の見直しの中間案について、御説明させていただきます。

資料1-1を御覧ください。こちらは、基本計画の見直しに係る中間案の全体像となっております。

こちらの資料では、中間案の全体構成と、主な検討事項である「主要目標」と「施策体系」で見直した部分を御説明します。

全体の構成は、序章から第1章、2章、3章、4章とこれまでの現行計画の構成を踏襲しております。

今回の中間案で見直した部分ですが、第2章、資料の中央にある「主要目標」を御覧ください。条例の改正により食の振興に関する目標を設定することとなりましたので、1にありますとおり「食品製造業の製造品出荷額と付加価値額」を新設しております。また、2の「農業産出額」と3の「認定農業者数」は目標値を見直しております。さらに、その下、第3章では、施策4と施策13を新たに設けております。

また、施策2、施策8、施策14は施策名を修正しました。小さい文字で修正前の施策名を記載しております。

見直しの詳細については、この後、資料1-3で御説明させていただきます。

次に、資料1-2を御覧ください。6月に全体会、農業部会を開催しておりますが、そこで出た、主な意見を取りまとめた資料になっております。上段の黄色の部分が全体会の主な意見で、下段の緑色の部分が農業部会の主な意見となっております。

意見の右側の対応の欄には、基本計画のどの部分で対応しているかを記載しております。次の資料1-3で詳しく見て行きたいと思っております。

資料1-3-1を御覧ください。頂いた御意見や社会情勢を踏まえて、中間見直しの主な検討事項である「主要目標」、「施策体系」、「推進指標」について、中間案を作成しております。

はじめに、主要目標についてです。主要目標は4つ設定しております。

まず1つ目ですが、「食品製造業の製造品出荷額と付加価値額」を食の目標として新設しております。

右側に主要目標の設定理由を御覧ください。条例改正を踏まえ、生産・加工・販売の食のバリューチェーンによって生まれる「製造品出荷額」及び「付加価値額」を設定し、食産業の振興に係る取組の成果を計りたいと考えております。

目標値については、出荷額及び付加価値額ともに令和元年から3割増加を目指し、左のグラフに記載のとおり、令和12年に出荷額は7,600億円、付加価値額は2,850億円を目指す目標としております。

次に2つ目の「農業産出額」については、当初の目標を見直したいと考えております。グラフにありますように、令和元年から4年にかけて、新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの影響を受け、産出額が落ち込みましたが、令和5年は主食用米や鶏卵の価格上昇などにより、増加傾向にあります。今後については、国で検討している主食用米の増産や適正な価格形成による再生産可能な販売単価により、米の産出額は当初目標より増加すると想定しております。

次に、園芸ですが、水田転作分の園芸生産が抑制されることと、施設園芸の投資環境を踏まえ、現在の「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」で掲げている令和7年の目標500億円を令和12年に延長したいと考えております。

また、畜産は畜産物価格の上昇により産出額は伸びてきているものの、昨今の資材価格の高騰など、経営環境の変化を踏まえてほぼ当初の目標と考えております。産出額全体としては、左のグラフ上部に記載のとおり、当初目標の2,288億円から2,300億円とし、右側のグラフのとおり「米」920億円、「園芸」500億円、「畜産」845億円として、構成割合を見直したいと考えております。

続いて2ページ目を御覧ください。3つ目の目標である「認定農業者数」についても、当初目標を見直したいと考えております。

グラフにあるように、高齢化などにより、個別経営体の認定数が減少しています。一方で、各年度の棒グラフの下にある緑色の部分にありますように、法人経営体の認定数は現状を維持しています。

今後については、個別経営体は高齢化による認定数の減少傾向が強まるほか、個別経営体から法人経営体への移行も一定数発生し、当初の目標よりも大幅に減少すると見込まれますが、各種施策を推進することによりその減少幅を最小限に留めたいと考えております。

一方、法人経営体は県の施策を推進することで当初目標のままとし、左のグラフの一番右側のとおりに、全体としては当初目標の6,300経営体から4,600経営体とし、その内訳として、個別経営体を3,600経営体、法人経営体を1,000経営体に見直したいと考えております。

続いて、4つ目の目標「農地面積」については、当初目標を据え置きたいと考えております。

グラフにありますように、農地転用のほか、高齢化や労働力不足などにより荒廃農地が発生し、農地面積は減少傾向にあります。その減少率はおおむね一定であることから、当初目標である12万2,175haのまま据え置きたいと考えております。

次に3ページ目を御覧ください、施策体系について御説明いたします。各種施策の推進に当たっては、3つの基本項目のもと、現行の13施策から2つ新設した15の施策を展開したいと考えております。

まず、一番上の黄色い枠のⅠ「豊かな食」においては、施策1から3に取り組みます。このうち、施策2については、施策名を修正いたしました。

次に、中央の黄緑色の枠にありますⅡ「儲ける農業」では、施策4から10の7つの施策に見直しました。

施策4は、「環境との調和に配慮した持続可能な農業の推進」として新たに施策を設け、有機農業や堆肥の利用など、環境との調和に配慮した農業を推進する施策としております。施策8については、施策名を修正しております。

最後、一番下の濃い緑色の枠にありますⅢ「活力ある農村」では、施策11から15の

5つの施策に見直したいと考えております。

そのうち施策13は、「野生鳥獣による農作物被害対策の強化とジビエ利活用の拡大」として新設し、更なる野生鳥獣の農作物被害対策の取組を推進する施策としております。

施策14については、施策名を修正しております。

続いて4ページを御覧ください。ただいま、御説明しました15の施策ごとに今後の主な取組と推進指標を御説明いたします。

ここでは、資料1-2でお示しました主な意見を計画のどこで対応しているか分かるように表記させていただきました。

例えば、施策1の①については、青地に白文字で「資料1-2-(11)」と記載し、当該意見をここで参考にさせていただいております、という目印になります。資料1-2を見えるところに置いていただけると、より分かりやすいかと思います。

時間に限りがありますので、前回皆様から頂いた御意見への主な対応状況を中心に、新規で追加された施策や取組、推進指標について御説明いたします。

では施策1から説明させていただきます。

前回の委員の皆様の主な意見として、(1)「食の取組にはインバウンドや世界に向けた視点が必要」との御意見を頂きましたが、写真にありますとおり、地域の交流拠点である農産物直売所の機能強化を支援し、インバウンドを含め利用者を増やすことでみやぎの食材の利用促進を図りたいと考えております。

また、その上のピンクに白文字であります。先月開催した農業部会の主な意見として、「学校給食での県産食材の利用拡大が必要」との御意見を頂きましたので、県内学校給食へのみやぎの食材の利用拡大を図ることを新たに追記させていただきました。

次に5ページの施策2を御覧ください。前回の委員の皆様の主な意見として、(1)「食の取組には流通の視点が必要」との御意見を頂きましたが、写真にありますとおり、農業者と食品産業事業者等によるワークショップの開催など、流通・販売業者も含めた食産業事業者の連携による課題解決を促進し、多様化している消費者ニーズへの対応を図りたいと考えております。

5ページ目の下段、施策3を御覧ください。こちらの推進指標として新たに養鶏農場を対象とした高病原性鳥インフルエンザモニタリング検査戸数を設定し、更なる特定家畜伝染病対策に取り組むことで、リスクを見据えた食料供給体制の構築を進めてまいります。

6ページ目を御覧ください。今回の見直しで新設しました施策4「環境との調和に配慮した持続可能な農業の推進」についてです。

主な意見として、(5)「生物多様性の取組の推進」について御意見を頂きましたが、施策4の前段の部分で「生物多様性の保全に向けた取組など環境への負荷を低減する生産の取組を支援する」こととしております。

また、施策4は2つの取組項目があり、①「環境との調和に配慮した生産の取組支援と消費者の理解促進」については、前回御意見いただきました(7)「消費者へのPR」として、有機農業を含む環境保全型農業の推進や消費者の理解促進に取り組みたいと考えております。また、農業者が環境への負荷を低減するために実施する活動の事業計画を作成し、県で認定を受けるみどり認定制度がありますが、そのみどり認定を受けた農業者等をワンストップでサポートする「宮城県みどりトータルサポートチーム」を今年度新たに設置し、環境負荷低減の活動の拡大と定着に向けて支援したいと考えております。

②「資源循環型農業の推進」では、堆肥などの利用を拡大するための取組を行い、地域資源の再利用や循環利用を推進したいと考えております。右側の主な推進指標は、施策の新設に伴い、推進指標9の「有機 JAS 取組面積」と、推進指標10の「みどり認定を受けた農業者数」を新たに追加しました。

続いて、7ページ目の施策5を御覧ください。こちらでの主な意見として、(2)「新規就農者が参入しやすい農業の推進が必要」との御意見がありました。①の写真にありますとおり、新規就農者拡大に向けた農業体験ツアーの開催など、就農前から就農後まで

の一貫した支援体制の充実により、新規就農者が参入しやすい体制を整えて行きたいと考えております。

続いて8ページ目の施策6を御覧ください。前回の主な御意見として(3)「持続的な農業経営の実現が必要」との御意見を頂きましたが、①の写真にありますとおり、無人トラクターなどスマート農業技術の導入による生産性向上の支援と合わせて、黒ぼつ2つ目にあるとおり、経営全体の管理・見える化が可能となるシステムの導入推進など、経営的な視点も併せて取組を進め、持続的な経営の実現を目指してまいりたいと考えております。

続いてページが飛んで、12ページ目を御覧ください。今回の見直しで新設しました施策13「野生鳥獣による農作物被害対策の強化とジビエ利活用の拡大」について記載しています。

ここでは3つの取組項目があり、①「農作物被害対策の強化」では、集落ぐるみの被害対策に対する支援や侵入防止柵の設置状況等を見える化することにより、県全体での被害対策に取り組む条件整備を行いたいと考えております。

②「ジビエ利活用の拡大」では、捕獲したイノシシなどをジビエとして有効利用するための施設整備など、意欲のある市町村や関係団体を支援したいと考えております。

③「野生生物の適正な管理」については、県環境生活部で行う、野生生物の管理計画に基づく捕獲の推進や、ハンターの確保・育成の取組と連携し、被害対策を強化したいと考えております。

次にその下、施策14を御覧ください。ピンクに白文字であります、農業部会の主な意見として、「消費者への営農への理解が必要」との御意見を頂きましたので、①多面的機能の認知度向上の取組において、黒ぼつ2行目後半に「営農への理解等も含め」を新たに追記させていただきました。

以上が「各施策の今後の主な取組」の御説明でした。

続いて資料1-3-2を御覧ください。

こちらは「推進指標」の一覧になっております。推進指標は現行の計画では43指標でしたが、新たに3つの指標を加え、合計で46指標としております。

新たに追加した指標は、赤字で記載しております⑧、⑨、⑩で、先ほどの資料1-3-1で御説明しました。

そのほか、修正した指標については、赤字で記載しております。修正理由は右側の吹き出しに記載させていただいておりますので、御参照ください。

続いて資料1-4「中間見直しの中間案」を御覧ください。

先ほど資料1-3で御説明した内容の詳細となっております。

時間に限りがございますので、こちらの資料の説明は省略いたしますが、今回見直しを行ったところが、赤字になっております。

最後に資料1-5「今後の審議の進め方」を御覧ください。

本日御審議いただいた後、9月頃にパブリックコメントを実施、その結果を踏まえ、11月に最終案を御審議いただく予定です。

以上で資料の説明を終わります。委員の皆様には、資料1-3の「主な検討事項」である「主要目標」、「施策体系」、「推進指標」を中心に御意見を頂ければと思います。よろしく願いいたします。以上、事務局から説明を終わります。

■滝澤会長

ただいま、説明がありました内容について、皆様から御意見や御質問を頂戴したいと思います。初めに、対面で参加されている委員の皆様から御質問等はございますでしょうか。

■高橋（昌）委員

産電工業の高橋と申します。意見というか質問に近いと思いますが、資料1-3の最初のページで農業産出額が2,300億円とありますが、次のページを見ると、認定農業者

数がかなり減っている予想がされています。農地面積はそのままだと思いますが、認定農業者数が減少するのに、なぜ、産出額がこんなに上がっているのか疑問に思います。

それから、4ページ目の②、消費者によるみやぎの食材の利用促進の中に、「インバウンドを含めた」という文があるのですが、インバウンド自体がそれほど多くないと思いますが、その利用数を希望いっぱい入れていいのかという疑問があります。

それから6ページ目、環境負荷を低減する生産の支援とありますが、具体的にどのような支援をするのかというのを謳った方が良い気がします。

質問的なところが多いと思いますが、以上よろしくをお願いします。

■農政部 石川部長

御質問ありがとうございます。農業従事者数が減少している中で、農業産出額が増えているということですが、更に生産性と収益性の向上を目指していくことを考えております。

具体的には、スマート農業が、今後のトレンドになってくると考えております。そういったものの活用により、より労働生産性の高い水田農業、あるいは畜産経営といった分野を展開していきます。あわせて、食品業界と連携しながら、できるだけ収益率の高い園芸生産を拡大し、農業産出額の目標に向けて取り組んでいければと考えております。

もう一つ、インバウンドの関係でございますが、おっしゃるとおり、東北全体でのインバウンドは、少ないという数字が出ております。まだ、全国的に数パーセントということではございますけど、インバウンド需要というのは全国的に、関東、関西、九州から、北海道、東北の方にも、2回目、3回目でリピーターの人が増えております。

県全体としても、観光の魅力発信に力を入れておりますので、今後インバウンド需要の発展も含めて、利用促進に取り組んでいければと、目標として掲げているところでございます。

■農業政策室 内海室長

農業政策室の内海でございます。御質問ありがとうございます。

6ページの環境負荷について、こういった支援、取組をしてくのかを具体的に書いた方がよいのではないかという御指摘ですが、より分かりやすい計画にしていきたいと思っております。

6ページの①で交付金の利用を記載しております。国が実施している交付金が、何種類かあるのですが、そういったものを活用していくことや、県独自の農産物の認証制度において、普通栽培との差別化を図るような支援をしたいと考えています。

その中に、みどり認定というものがございます。これは、2、3年前に始まった制度ですが、これに認定されることで、例えば、「交付金を使う上で、採択されやすくなる。」あるいは、「減価償却費の特別償却が受けられる。」といった税制面等の優遇措置を受けられるといったものでございます。

こういった、環境負荷低減に取り組むことで、受けられる措置が増えてきていますので、そういったものを紹介しながら、進めていきたいと思っております。

■滝澤会長

よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

■高橋（知）委員

緑水亭の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

資料1－3－1の4ページに「県内小中学校児童・生徒のみやぎの食と農に対する理解促進」、また、「給食センター等への食材供給体制の検討」とあるのですが、子育て世代

といたしましては、給食が大変ありがたい制度でございまして、子供たちが楽しく学校で食事を摂るところで、とても大事な時間だと考えております。

私ども旅館・ホテルをしておりますと、ビュッフェ・バイキングを提供する宿が大変増えています。一般的に旅館・ホテルのビュッフェ・バイキングですと、いわゆる食べ放題というようなイメージがあるかと思いますが、子供たちがこの夏も嬉しそうに楽しく食事を召し上がっている様子を見まして、お代わりができる喜びが、とても子供たちの表情からも汲み取ることができました。

子供たちの話を聞きますと、給食で全員がお代わりできるわけではない。じゃんけんで勝った人がお代わりできるとか、そういう声も聞いたものですから、学校の食事で満腹になれる、そんな時間だといいなと思ひまして、食材高騰で家庭内でも、食費を抑えて、食べる量をバランスとりながら家計をやりくりしていると思ひます。

学校の中では、楽しく全員が同じ量をお代わりもできて、幸せな時間になれば豊かな気持ちになれるのかなと思ひます。

食給センターへの食材供給の検討というところは、是非良い方向に進んでいけたらなと思ひまして、お話をさせていただきました。

■滝澤会長

何かコメントございますか。

■農政部 石川部長

御意見ありがとうございます。食材王国みやぎという旗を掲げて、取り組んできておりますので、地産地消ということで、高橋委員のおっしゃるとおり、子供たちに宮城の素晴らしい食を知っていただくために食産業を振興するセクションで、小学生向けの様々な施策も講じているところでございます。皆さんに美味しい、自慢の食材を召し上がっていただるように、引き続き取り組んでいきたいと思ひます。

■滝澤会長

ほかに御出席の委員からございますでしょうか。

■佐藤（万）委員

藤原屋の佐藤です。御説明ありがとうございます。

6ページで、先ほど説明がありました「みどり認定」について、認識不足で初めて知った制度なのですが、もう少し詳しく御説明いただきたいです。

それから、直近の数字372名から、目標が令和12年で8,300人ということで、かなり大きな数字になっているのですが、こちらのどのように進めていくか御説明いただきたいと思ひます。

■農業政策室 内海室長

御質問ありがとうございます。

みどり認定についてです。まず、正式名称が非常に長いのでみどり認定としていますが、農業者が環境負荷の低減の取組を実施、具体的に申し上げますと、化学合成農薬や化学合成肥料を通常のおよそ半分に減らして、土作りや堆肥をやりますといった計画を立ていただいて、その取組が確実に行われるというのを県が審査して、認定するといった制度になっております。

認定を受けた方々には、先ほども御説明した、交付金であるとか、税制の優遇措置が受けられるという措置があります。

2つ目、目標値の根拠ですが、これまでも、20年ぐらい前から県の認証制度を始めておりますので、そういった、これまでの環境低減に取り組んできている各種制度に参加さ

れている農家の方がいます。

例えば、制度が重複された方もいますが、資料にあります環境直接支払制度が約1,000人、また、県の認証制度で環境負荷低減に取り組んでいる認証を受けている方が数百人、環境保全米に取り組んでいる農家さんが、県内で6,000から7,000人いらっしゃると思います。

こういった方々の数字を全部足し上げると、大体1万人弱ぐらいですので、そこから、若干重複している部分を考慮すると、最大8,300人程度であると見ております。

これを、県や関係農協、関係機関、市町村とみどり認定という制度があるので申請してみませんかと情報提供しながら、推進していきたいと考えております。

関係団体などの御意見を頂きながら、この目標数値が、これで適切なのか、今後更に議論していきたいと思っています。

■滝澤会長

それでは、オンラインで御参加いただいている委員の皆さんいかがでしょうか。

笠間委員お願いいたします。

■笠間委員

資料1-3-1の5ページになりますけども、②「みやぎの食材・食品ブランド化推進による国内外の販路開拓」というところで、質問というか、アイデアになります。

先ほどインバウンドという話もありましたが、やはりブランディングです。地域のブランドを推進して、消費者の方に知ってもらおうといった時に、近年だと、訪問し、そこで食べていくといった形で、観光の部分と切り離せないと思います。

例えばガストロノミーツーリズムやフードツーリズムといったものは、特に重要だと思います。

もしかしたら、本来、商工業部会で言うことかもしれませんが、やはり農業系のところにもきっちりとフードツーリズムについて、一言でも入れておいた方がいいのかなと思います。

該当することとして、資料1-4の34ページの②の2つ目の「産地見学会の実施や首都圏等での県産食材フェアの開催」と書いておりまして、一応、産地見学会という書き方をされてはいるのですが、例えば、そこに「産地見学会やフードツーリズムの受け入れ基盤を作る」など、一言入れておくと、よろしいのかなと思います。

実際、私に関わるいろんなプロジェクトのところで、「生産物を実際作っている現場を見たいよね。」ということで、消費者というよりは、施設の方であるとかそういった人たちが、産地に行って、実際に食べに行くだけではなくて、そこを楽しみながら回るような事例も聞いたことがございます。

そういったところも基本計画の中にフードツーリズムの概念を入れたらいいのではないかなと思いました。

■農政部 石川部長

ありがとうございます。

フードツーリズムのお話ということで、県内も含む、国内外への販路拡大ということであれば、県といたしましても、海外を担当しているセクションと連携を取りまして、農林水産物の販売展示会などを海外に展開しているところでございます。

国内向けには、首都圏などの有名どころのシェフを招いて、直接食材をPRする機会や産地を紹介して、「より良い宮城県産の食材を使っていただけないか」という形で、実質的なセールス、売込みをしているところでございます。

また、ホテルで、宮城県産の食材を使っていた料理を提供するといった持続的な取組をしていく中で、できるだけ国内外へのPRをして目を向けていただける方について

は、日本の方に足を向けて、内地の宮城県の方に、足を向けて旅行されることに繋がっていくのかなということで、フードツーリズムという、大きくそういう意味も含めての書き込みにしているという状況でございます。

その点、先生の意見も取り入れた形で、ということで御理解いただければと考えております。

■笠間委員

了解しました。

別件なのですが、クラフトツーリズムというような形で、海外の方がわざわざ鳴子に行って、こけしを作られるなどされております。仙台市内だと、400人ぐらいで、わざわざフランスから来られるといったこともあります。

宮城県に住んでいる人間でもなかなか気づかないところに大きな魅力があります。当然、食や農業にも、大きな可能性があると思います。是非ともフードツーリズムという概念を入れていただければと思います。以上です。

■滝澤会長

ありがとうございました。ほかにオンラインで御参加の委員で御発言ございませんでしょうか。

会場の方はほかによろしいですか。

それでは、「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」の中間見直しについては、パブリックコメント実施後に農業部会で最終案を御検討いただくこととなりますので、角田部会長を始め部会委員の皆様方よろしくをお願いします。

それでは議事（3）の審議終了に当たりまして石川農政部長より挨拶がありますので、石川部長をお願いします。

■農政部 石川部長

改めまして、農政部長の石川でございます。委員の皆様、本日は御出席頂きましてありがとうございます。また、それぞれのお立場から貴重な御意見を賜りまして、重ねて感謝申し上げます。

本日、御審議頂いた基本計画のキャッチフレーズにもなっております「豊かなみやぎの食と農」を実現していくためには、我々行政関係者だけでなく、皆様も含めた多くの多様な方々の御協力のもと進めていき、御意見をしっかりと反映させていくことが重要であると考えております。

先ほど滝澤会長からもお話しがありましたが、来月にパブリックコメントを実施し、一般の方からも広く御意見を賜ることとしております。

次回の審議会では、本日頂いた御意見やパブリックコメントの結果も踏まえた上で、最終案を御審議いただく予定としております。各委員におかれましては、引き続き御指導の程よろしくお願い申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

■滝澤会長

それでは議事（3）の審議を終了いたします。

■富県宮城推進室 押野副参事

事務局の入れ替えを行いますので、5分間休憩いたします。
(事務局入れ替え)

■富県宮城推進室 押野副参事

それでは、準備が整いましたので、再開いたします。

続きまして、議事（４）「水産業の振興に関する基本的な計画（第Ⅲ期）」の中間見直しに係る中間案についてに移ります。

なお、議事（４）担当部である水産林政部の出席者は、お手元の出席者一覧の３ページに記載のとおりですので、紹介を省略させていただきます。

それでは、滝澤会長お願いいたします。

■滝澤会長

それでは、議事（４）「水産業の振興に関する基本的な計画（第Ⅲ期）」の中間見直しに係る中間案について、事務局からお願いします。

■水産業振興課 松浦課長

水産業振興課長の松浦でございます。

私の方からは、「水産業の振興に関する基本的な計画」いわゆる「水産基本計画」の中間見直しに係る「中間案」について、御説明させていただきます。

はじめに、資料２－１でございますが、これまでの審議会および水産林業部会の委員の皆様から頂いた御意見の一覧でございます。今回の中間見直しにおきましては、しっかりと受け止め、反映いたしましたところでございます。

次に、資料２－２－１を御覧ください。本日は、この資料を用いて、全体概要を御説明させていただきます。

続きまして、資料２－２－２を御覧ください。この資料は、見直し箇所が分かるよう、とりまとめたもので、具体的には、資料２－３－１の目次にあります「章ごと」に、主な見直しの内容を示したもので、先ほどの、資料２－１にまとめました委員の皆様からの御意見を、どの部分に反映したかが分かるよう記載してございます。

続きまして、資料２－３－１でございますが、こちらは計画本文、資料２－３－２は「計画の変更点が分かるよう、本文を新旧対照の形式」にしてございます。変更箇所は本文では赤字で、新旧対照表では青文字・赤字で修正点を見やすくしておりますので、随時、御参照願います。

それでは、戻りまして、資料２－２－１に基づいて御説明させていただきます。

１ページ目でございますが、現在の計画について、概要をとりまとめたものでございます。

左上の「１．はじめに」に記載のとおり、水産基本計画は、海とさかなの県民条例に基づいて水産業の振興を図るために策定する計画でございます。現行の第Ⅲ期計画は、令和３年度から令和１２年度までの１０年間の計画となっており、今年度、令和７年度において、策定から５年目を迎えることから、これまでの情勢変化を踏まえて見直しを行うものでございます。

次に、左下「２．基本計画の概要」でございますが、震災からの復旧・復興の完遂に向けて取り組むことはもちろんのこと、本県水産業の成長産業化を図る上で目指すべき姿を「環境と調和した持続可能で活力ある水産業の確立」と定めているところでございます。また、右側に記載のとおり、目指すべき姿の実現のために、４つの基本方向と１４の施策を定め、その中でも優先度が高く、分野横断的に取り組むべき５つの取組を「重点プロジェクト」として設定し、これまで取り組んでまいりました。

基本方向１は、漁業・養殖業関連で、「持続的で収益性が高く、創造的な漁業、養殖生産体制の確立」を目指し、３つの施策を置いております。

基本方向２は、流通・加工業関連で、「社会・経済環境の変化に対応できる流通・加工業の体制構築と水産物の販売力強化」を目指し、４つの施策を置いております。

基本方向３は、漁村・漁港関連で、「将来にわたって持続する活力ある漁業地域とそれを支える人づくり」を目指し、４つの施策を置いております。

そして、基本方向4は、漁場・資源関連で、「海の豊かさを守り支える資源管理と漁場・水域環境保全の推進」を目指し、3つの施策を置いて、これまで取り組んできたところ

です。

続きまして、2ページを御覧ください。

ここは、令和3年度の計画策定以降の、本県水産業を取り巻く情勢の変化や、主な課題について整理したものでございます。

本県は、東日本大震災の発災以降、その復旧・復興に取り組んでまいりましたが、他方で確実に進んだのが、昨今の猛暑で体感しておりますとおり「地球温暖化」であり、その影響を受けて進行する海洋環境の変化でございます。近年、海水温が低く栄養豊富な親潮が本県沿岸域まで南下する頻度が下がっており、逆に、南から暖かく栄養の少ない黒潮が北上する勢いが強くなる傾向にございます。

これにより、震災以前に豊富に漁獲されていた冷水性魚種のサンマやシロサケ、タラ類などの水揚げ量が減少し、特に、2023年や2024年については黒潮が三陸沖に及んだことで、より減少傾向が顕著になるとともに、養殖業においても、本県沿岸域が北限のホヤやホタテが夏の高水温に耐えられず、また、カキにおいても長引く高水温の影響を受けて、生育不良などが生じ、危機的な状況にまで生産量が減少しております。

一方で、漁獲量が上向きになってきたのが暖水性魚種のタチウオやアカムツ、トラフグ、チダイなどで、そういった魚種が、今後、安定的に加工原料として供給できるようになるのか、見極めが非常に重要になっております。

3ページを御覧ください。

ここでは、全国ならびに本県の漁業・養殖業の生産量・生産額をお示ししております。

左側、全国の実産量、生産額ともに昭和50年代後半をピークとし、その後は減少傾向が続いております。

また、右側、本県の生産量、生産額ともに、全国と同様の傾向を辿っておりますが、特に、生産量は、先ほど申し上げました冷水性魚種の減少などにより、震災前の数値にまで回復していない状況にございます。

一方、生産金額につきましては、全国・本県ともに、直近では、上向きでございます。この要因といたしましては、生産量が減少する中で、水産加工原料の不足による魚価の高騰が影響しているものと推察されます。

魚価高は、漁業者や魚市場関係者にとっては、収入増につながるものではありませんが、加工業界等にとっては、原料コスト増につながり、課題となるものでございます。

4ページを御覧ください。

次に、物価の推移について示しております。左側は、燃油価格、真ん中は配合飼料・輸入魚粉価格、右側は本県水産加工業の原材料費等のグラフになります。すべてにおいて、グラフは右肩上がりの傾向で、水産業を取り巻くコストは年々上昇している状況にございます。

下段のとおり、漁船漁業においては燃油代、養殖業では養殖資材や配合飼料、水産加工業では電気料金・原材料費等の高騰が、それぞれの経営に大きな影響を及ぼしていることから、基本計画に掲げる目標指標のうち、漁船漁業、養殖業の所得及び水産加工業の付加価値額につきましては、中間目標値に達していない状況にございます。

次の5ページを御覧ください。

こうした状況を踏まえ、計画の中間見直しに係る基本方針を定めました。

これまでの審議会・水産林業部会において、今回の中間見直しを機に、目指すべき姿や基本方向も見直すべきではないかとの御意見がございましたことから、改めて、現計画に記載している内容の再確認、再検討をいたしました。

その中で、現計画の目指すべき姿や、基本方向などは、今の本県の水産業に必要な部分を網羅した構成になっていることを確認し、これらにつきましては、本計画策定当初の趣旨を大きく変えることなく継続したいと考えております。

一方、目指すべき姿の実現に向けて取り組むべき「施策」につきましては、基本計画開始以降の情勢の変化により、新たに生じた課題などを踏まえ、「変化する海洋環境への適応」、「物価高騰や人口減少など増大するリスクへの対応」の２点を、今回の中間見直しの視点に加え、各施策の内容を検討することといたしました。

また、目標指標については、漁業算出額や、水産加工品出荷額など、一時的に目標値を超えたものがございますが、今回の中間見直しについては、令和３年度から令和１２年までの１０年間の計画の一通過点であることを鑑み、また、これから先の海洋環境の変化や、社会情勢が、先行き不透明な状況にあることを考慮いたしまして、この時点では目標指標については、変えずに継続し、令和１２年度まで取り組むこととしたいと考えているところです。

６ページを御覧ください。今回お示しする中間案のポイントになります。左上には、水産業を分野ごとに分類し、関係性をピラミッド型に配置した模式図を示しております。土台となる漁場と資源などの「環境」があり、その上に漁村・漁港などの「社会」が、また、その上に、生業である漁業・養殖業と、流通・加工業といった「生産」活動があるという構成となっております。

土台である「環境」につきましては、変化する海洋環境の影響を大きく受けていること、その上の「社会」につきましては、物価高騰や人口減少などのリスクに晒されていること、「生産」につきましては、技術や体制のアップデートなどが不可欠となっております。

右上には、分野ごとの基本方向を記載しており、基本方向４においては、「海」と「内水面」は、一体であるという認識のもと、海の豊かさに加えて、これまでは計画の各所にちりばめられていた内水面関係の取組を、今回の見直しでは１つの施策として、まとめることとしたものです。

資料下段の枠内には、中間見直しを踏まえて、今後、取り組むべき主な施策について記載しております。

①の「環境」については、海洋環境モニタリングによる状況把握、資源管理の高度化、磯焼けへの対応、ブルーカーボンの取組推進、山と海をつなぐ内水面漁場環境の保全などに取り組み、変化する海洋環境への適応を図ってまいります。

②の「社会」については、担い手の確保・育成、海業などに取り組む多様な主体との連携による地域の活性化、漁村・漁港の防災機能強化などにも取り組み、増大するリスクに対応してまいります。

③の「生産」につきましては、多様な変化に対応するため、新たな操業体制への転換や、養殖技術の導入、水産加工業における原料転換、販路の拡大・定着に向けて、技術のアップデートに取り組むことといたします。

７ページを御覧ください。ここでは、４つの基本方向と、それに紐づく１４の施策を示しております。黄色で着色された箇所が、今回変更した部分となっております。

上段は、現行の計画、下段は、見直し案となっております。

変更の内容といたしましては、海洋環境関連の取組内容であった施策１２と、１４を統合し、新たに施策１３として「ブルーカーボンによる CO2 吸収等、海洋環境の保全に寄与する取組の推進」という施策にまとめました。

また、新たに施策１４に「魅力ある内水面漁業の振興」を立ち上げ、内水面漁業に関する記載を一つの施策にまとめております。

８ページを御覧ください。

重点プロジェクトにつきましては、中間見直しにおいて、新たに「海洋環境変動への適応プロジェクト」を追加しております。

それ以降のプロジェクトは、基本的にこれまでを引き継ぐものでございますが、④の「新しい漁村地域創出プロジェクト」につきましては、自治体や企業・各種団体など、多様な主体が連携し地域の活性化を図る、いわゆる「海業の取組」について明記し、プロジェクトをアップデートしたところでございます。

このように4つ基本方向と、新たな14の施策を講じていきながら、9ページの目標の達成を目指してまいりたいと考えております。

9ページを御覧ください。

こちらは目標指標になります。左が現行の計画、右が中間見直し案となります。赤文字が今回修正を行った部分でございます。

(1) 漁業・養殖業の産出額のうち、養殖業の産出額につきましては、今年3月に策定した新たな「宮城県養殖振興プラン」の内容に合わせて、本計画の目標値を修正しております。

(2) 漁業所得や、新規就業者数につきましては、令和5年に公表されました国の統計である「漁業センサス」のデータを活用して修正しております。

(6) 「産業と環境の調和に貢献する海藻養殖の増産・藻場の造成及びCO2削減効果」については、ワカメ・コンブ養殖の増産量および藻場の造成面積と、それらによるCO2削減効果を指標としておりましたが、コンブについては、近年の海洋環境の変化に伴う高水温の影響により、今後の増産が見込めない状況となっていることから、目標値を修正いたしました。

最後に、資料2-4を御覧ください。今後のスケジュールでございますが、広く意見を募るため、今月から10月にかけて、パブリックコメントや沿岸地域等での説明会を開催する予定としております。その後、産業振興審議会および水産林業部会における審議を経て、来年1月に知事へ答申を頂き、令和8年2月議会におきまして「みやぎ海とさかなの県民条例」第7条第4項に基づき、「水産業の振興に関する基本的な計画（第Ⅲ期）」の見直しについて、議案を提出したいと考えております。

説明は、以上となります。御審議、よろしくお願いいたします。

■滝澤会長

ただいま説明がありました内容について、皆様から御意見や御質問を伺いたいと思います。

初めに、対面で参加されている委員の皆様から御質問等はございますでしょうか。

■齋藤（裕）委員

よろしくお願いいたします。資料を見させていただいて、全体的に環境や生産力、漁業であるとか、その辺りのことは見えてくるのですが、消費する人たちがいないと産業として成り立たないのではないのでしょうか。話が行っていないのか、そこまで計画するものではないのか分からないのですが、消費者の部分がちょっと見えていないと感じました。

そのあたりは、どうでしょうか。

■水産業振興課 松浦課長

御質問ありがとうございます。実は、その内容につきましては、基本計画を策定した時点から、取り組むべき課題として、計画の方に入っております。

例えば資料2-3-1の32ページをお開きいただきますと、施策9「自然環境や地域資源を生かした漁村地域の活性化」の現状・課題に、「食育・魚食普及の推進」を掲げております。

また、30ページの施策7のところでは、「安定的な原料確保」ということで水産加工業という目線で、安定的な原料の確保やその後の取り組みも含めて、計画の中に含ませていただいております。

ここについては、計画策定当初から取り組むべき課題としているところでございます。

それと輸出の部分につきましては、28ページ、施策5「国内・海外への積極的な販路の開拓」ということで、これまでも取り組んできたところでございます。

新型コロナウイルス感染症や輸出先の検討というところで、赤文字が入っております

が、今の状況に合わせてブラッシュアップした中身としております。

■齋藤（裕）委員

ありがとうございます。それと、やはり ALPS 処理水であるとか、その辺りのことについては、今後、宮城県としてどのように取り組んでいくのでしょうか。

消費者にとっては、まだまだ、心配のある海洋環境ですので、もう少し詳しく、分かるような形で、アピールする部分があると、県民以外の方々の消費にも繋がっていくのではないかと思いますがいかがでしょうか。

■水産業振興課 松浦課長

ありがとうございます。

今、御指摘いただきましたとおり、本文の 29 ページ 施策 6 の中で、「安全・安心な生産物の供給」がございいます。

そこでもしっかりと福島第一原子力発電所の事故以降、続いている内水面での出荷規制であるとか、ALPS 処理水の海洋放出に伴う、風評被害を発生させないような取り組みや、安全に関する状況発信をしっかりと行い、消費者の皆様の安心をしっかりと担保できるようにと考えています。

■齋藤（裕）委員

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

■滝澤会長

ほかに御意見ございますでしょうか。

これまでの審議会での意見への対応ということで、資料 2-1 にまとめていますけれども、改めて前回までの御意見踏まえて、何かありましたらお願いいたします。

■青木委員

丁寧に直していただいて非常にいいと思うのですが、資料 2-3-1 の 4 ページに記載の ALPS 処理水の海洋放出開始について、皆さん結構気にされていると思います。

「ALPS 処理水の海洋放出開始など、新たな課題」と書かれているので、海洋放出自体が課題であるという理解になってしまうと思って見ていたのですが、それに伴っての風評的な被害の方が課題だと思って、今の話を伺っています。

これを他の国の方が読むとも限りませんので、ALPS 処理水の海洋放出開始自体に問題があるというわけではなく、丁寧にやった方がいいのではないかとというのが 1 点です。

それから、一般市民は意外といろんなお魚が変わっていくというのが、すごく話題になっていまして、「逆に今高いものが、獲れてくるのでは」という話もあります。

資料 2-2-1 の 2 ページ目で、知り合いがサンマをやっているのですが、サンマは大変な状況になってきておりまして、チダイやイセエビが出てきたとか、そういう話があるのですが、基本は獲れる魚種が変わると、非常に大きなダメージを受けるという認識でよろしいのでしょうか。

■水産業振興課 松浦課長

2 点、御指摘いただきました。ALPS 処理水の海洋放出開始につきましては、確かに「開始など」と、書せていただいているのですが、「開始」という言葉がなくてもよいと改めて感じるところでございます。今後の修正の中で反映していきたいと思います。

もう 1 点、海水温の上昇が進み、今まで獲れなかった、トラフグ、アカムツ、ノドグロといった、高級魚が獲れるようになっております。

また、タチウオやマダイなども少しずつではありますが、量が増えているところでござ

います。

資料２－２－１のグラフを御覧いただきますと、サンマと比べても、取れているトン数、オーダーとしては、まだまだ少ない状況であります。

漁業者の皆さん、加工業者の皆さんにしてみても、このままこの魚に向けて、資機材を変えて本当にいいのか、今、非常に悩ましいところでございます。

一方で、これからますます増えてきますと、その方向で舵を切ることと思います。そのための支援は、県でも進めているところです。

また、もう１つ、先ほどの消費者の目線というところでございますが、タチウオ、トラフグなど、そういったものについては、どちらかというと西日本の食文化の中で根付いてきたものであります。

こういったものを宮城県もしくは、東北の皆様が、受け入れるようになるまで、食育ということも進めていかなければいけないと考えております。

■青木委員

１点だけ。「ALPS 処理水の海洋放出開始が課題なのか」というところが気になっているということです。

つまり、海洋放出を開始したかどうかというよりも放出が課題なのかどうなのかという認識が問われると考えます。国際情勢の関係としても、そこが少し気になりました。

もちろん、消費者としては、色々心配なので、風評的な課題はあると思いますが、処理水放出が課題なのかということです。

■水産業振興課 松浦課長

分かりました。今後の検討の中で、しっかり検討したいと思います。

■滝澤会長

ほかに御発言ございますでしょうか。

気候変動と魚種の変換っていうところで、例えば水産加工業や飲食業等に対する支援策は、お考えなのでしょうか。

■水産業振興課 松浦課長

水産加工業の部分につきましては、県の水産技術総合センターの公開実験棟というところで、業者の皆様が持っていない機械を使って試作ができる環境を整えています。

また、研究セクションの職員が、新たな食べ方といったものを含めて提案しているところでございます。

■滝澤会長

ありがとうございます。

ほかに皆様からございますでしょうか。

■齋藤（由）委員

よろしくお願いいたします。資料２－２－１の３ページの水揚金額の推移についてですが、令和５、６年が前の年に比べてだいぶ伸びています。

コロナが明けたなど、いろいろな理由があるかと思いますが、伸びた理由というのを少し聞かせていただきたいと思います。

■水産業振興課 松浦課長

震災後に一度回復に向かった後、平成３０年以降、コロナ等の影響で少し下がっております。

その後、また、伸びております。理由は、まず1つは、コロナが明けたことによる飲食消費・需要の拡大、また、水揚げ量が減少したことにリンクするのですが、魚が少なくなったことで、それを買い求める加工業者さんや魚屋さんが、高値をつけないと買えない状況になりまして、品薄による魚価の高騰といった結果が現れております。

そうなりますと高い値段で買わなければいけない加工業者さんたちは、消費者の皆様に販売する商品価格に上乗せできるかどうかというのが、非常に難しい課題となっております。

■齋藤（由）委員

ありがとうございます。今年の土用の丑の日は、だいぶウナギの値段が下がったそうです。

トランプ関税が関係して、アメリカ行きの中国産ウナギがダブついたということをちょっと耳にしまして、いろんなことが関与してきて値段が上がったり下がったりするものだなと感じたもので質問いたしました。ありがとうございました。

■滝澤会長

ほかに会場からございますでしょうか。

オンラインで参加の委員の皆さんから御発言ございましたら、ボタンをお願いいたします。

■塩坂委員

塩坂です。意見というより、質問なのですが、目標指標の養殖業産出額が、前計画から、今回の見直し中間案では、263億から340億円に上がっているのですが、説明していただいたとおり、養殖のカキやホヤは、ネガティブな情報しか耳に入っていないものですから、ここが上がっていくのは、何か具体的な施策として希望があるのかどうかというのを少しお伺いしたいです。

特にホヤは随分見ていませんので、水揚量は非常に悪かったのではないかとってはいるのですが、この養殖業産出額が上がっていく見立てというのは、どんな施策があるのでしょうか。

■水産業振興課 松浦課長

ありがとうございます。

先ほど資料の中で説明させていただきましたが、資料2-2-1の9ページで目標指標について、養殖振興プランに合わせ、目標を変更しております。

今、塩坂委員の方から、御質問、御指摘がありましたとおり、カキやホヤなどについては、水揚量が厳しい状況になっておりますが、令和12年まで、今の水揚量の減少から、様々な技術改良によって、水揚量が回復するレベルまで、取り組んでいこうということでございます。

一方で、プラスとなっているのが、ノリ養殖などでございます。

ノリ養殖については、水揚量が大きく伸びているところでございまして、約50億円プラスの金額となっております。全体で77億円ぐらいが、今後のプラスの推移として、水揚金額に反映できるのではないかと考えております。

■滝澤会長

他にオンラインの委員の皆さんから、ございますでしょうか。

笠間委員お願いいたします。

■笠間委員

意見というより情報共有になるのですが、昨年度、私の方で経済産業省東北経済産業局からの依頼を受け、三陸・常磐地域の魚種の変化に関する統計的な調査と、ブランド化をされている加工業者へのヒアリング調査を担当いたしました。

その際に、魚種が大きく変化している中、加工業者の皆さん苦戦されているのですが、うまくいっている会社の特徴が3つございました。まず一つ目は、開発スピードが非常に速いということです。どんどん試作品を作って、新作の開発を進めていること。

二つ目は、フード開発における専門家との連携です。専門家を交え、しっかりと開発を行っている点が見られました。

最後にですが、加工業者間での連携や情報共有をしていたりします。三陸の加工業者では、これまで扱ったことのない、魚種が出てくることがあり、すぐに加工へとつなげるのは難しい状況ですが、西日本など遠方で獲れる魚種についても、いきなりやれるということではなく、遠くの加工業者との情報共有を行いながら検討するなど、地域を超えた連携が行われていることが分かりました。

こうした視点から考えると、今後の基本計画や政策の段階では、加工業者の開発スピードを高めたり、専門家を派遣する仕組みづくり、遠方の食材も含めてしっかり見に行くなど、連携するための仕組みづくりといった、よりきめ細やかな施策として落としとしていった方が良いかなと思いました。

以上、意見というより情報提供として申し上げました。ありがとうございました。

■水産業振興課 松浦課長

御意見ありがとうございました。非常に参考になる御意見でして、今後、反映させていただきたいと思います。

実は東北経済産業局、水産庁などの国の皆さまが県内に事務所を構えておりますので、そういった皆さまや、県庁内の食を扱う関係部署の方々にも集まっていただいて、「水産加工振興協議会」というものを立ち上げております。

その協議会の中で、国の施策、県の施策をお互いに共有しながら、それを加工業者の皆さまにお伝えする仕組みを作っています。具体的には、メーリングリストを作って、随時、情報提供をしているところです。

それから、御指摘いただいたような業者間の連携についても、我々の方で企業訪問を行いますので、その中で各企業さんがどんな工夫をされているのか、あるいはどんな取組や支援が必要なのか、そういった点を洗い出しながら取り組んでいるところです。

■滝澤会長

ほかに御発言ございますでしょうか。

せっかくの機会ですので、今回から御参加頂いております。新任委員の方にも一言、御発言頂ければと思います。

佐々木委員いかがですか。

■佐々木委員

初めてのことで、聞いているだけで、いっぱいというところもあるのですが、様々な環境の変化がある中で皆さん努力されているのだなと思うところでございます。

水産は特に分からないことが多く、今から勉強させていただければと思います。

■滝澤会長

ありがとうございます。橋爪副会長お願いします。

■橋爪副会長

やはり、魚種がだんだん暖かいものになってくるところで、地元の人たちは、なかなか

手にとって買おうという気にならないということをやがっております。なので、ぜひ慣れている方を呼んできて、いろんなところでアピールしていただいて、「美味しく食べられるんだ」ということをしっかり宣伝していただきたいと思います。

そうすると、「前にも出てたやつだ、美味しそうだな。これなら買ってみようか」と思って、手に取っていただけるようになるのではないかと思います。

そのためには価格をある程度維持していかないと、結局、売れずに買い叩かれて西日本側に流れてしまうという、あまり良くない構造にならないよう、工夫していただきたいと思います。

また、西日本の自治体などとうまく協力しながら進めていくことを、県の方で主導していただければと思います。国を通すと時間がかかるとしますので、関係するところと直接うまく連携して、スピード感を持って対応して頂ければと思います。

先ほどの御意見にもありましたが、加工についてもやはりスピード感が大事だと思います。そのためにも、「食べ方」というものをしっかりアピールしていくことが必要です。よね、例えば、地元密着型のテレビ番組、夕方の時間帯などで放送していると思います。がそういった場で紹介して頂くなどの取組についても御検討頂ければと思います。

■水産業振興課 松浦課長

ありがとうございます。しっかりと検討したいと思います。

■滝澤会長

ありがとうございます。

少しお話もありましたが、以前、林業計画の際に、県に閉じるのではなく、広域的な視点でいろんなことを見る必要があるのではないかと話が合ったと思います。水産業もより広域的な範囲で、それが東日本エリアなのか、あるいは太平洋であるとか、いろんな捉え方があってと思いますが、目指すべき方向性と整合性を協調しながら進めていくことは必要かなと感じておりました。

この「水産業の振興に関する基本的な計画（第Ⅲ期）」の中間見直しについては、パブリックコメント実施後に水産林業部会にて、最終案を御検討頂くこととなりますので、木島部会長を始め部会委員の皆様方よりお願いします。

なお、先ほど審議した議事（３）「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の中間見直しも含めて、時間の関係でお話できなかった御意見や御質問等がございましたら、後日、事務局まで御連絡頂きますようお願いいたします。

それでは議事（４）の審議終了にあたりまして中村水産林政部長よりあいさつがありますので、中村部長をお願いします。

■水産林政部 中村部長

皆様、本日は「水産業の振興に関する基本的な計画（第Ⅲ期）」の中間見直しに係る中間案に対しまして、幅広い御見識と建設的な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。心から感謝申し上げます。

中間見直しにつきまして２月に諮問させていただきまして、見直しの視点等、御検討頂きまして、今回、中間案として、御提示いたしました。

昨今、本県の水産業を取り巻く情勢は、海洋環境の変化が著しいものがございまして、大変厳しい状況にあるものと認識しております。

この計画は豊かな水産業の未来を築く基礎となるもので、県民の生活にも直結するものでございます。皆様から頂きました、御意見をしっかりと受け止めさせていただきます。

次の審議会を受けまして最終案としてより良い計画として、とりまとめを進めます。本日の御審議、誠にありがとうございました。

■滝澤会長

それでは議事（４）の審議は終了いたします。

以上で議事については終了といたします。事務局に進行をお返しします。

４ その他

■富県宮城推進室 押野副参事

滝澤会長ありがとうございました。

それでは、次第４「その他」でございます。

令和７年度審議スケジュール案についてです。先ほど各部から説明がありましたが、資料３としても配布しておりますので、御参照ください。

皆様何かございますでしょうか。

５ 閉会

■富県宮城推進室 押野副参事

それでは、以上を持ちまして第５７回宮城県産業振興審議会を閉会させていただきます。

次回の全体会及び部会の開催日時等につきましては、後日改めて御連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。